

請 求 人 様

西宮市監査委員 鈴木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 22 年 4 月 26 日付で提出されました上記住民監査請求について、次のとおり判断しましたので通知します。

記

1．請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 22 年 4 月 28 日これを受理することに決定しました。

2．請求の内容

本件職員措置請求書の記述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 市議会議員への政務調査費の交付根拠は、法第 100 条第 14 項と第 15 項で、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」である。
- (2) これを受けて、西宮市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)が制定され、平成 19(2007)年 3 月 27 日の条例改正により、収支報告書に「領収書等の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならない。」(第 8 条)ことになった。条例第 6 条には、政務調査費は「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」とあり、西宮市議会政務調査費の交付に関する規則(以下「規則」という。)第 6 条の別表に用途基準が定められている。さらに西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。別紙 1 参照)において、その取扱いについて必要な事項が示されている。これが妥当なものか疑問のあるところだが、その当否は裁判で争われているところである。本請求においてはその点は保留し、平成 20(2008)年度の政務調査費支出について、要綱の基準からしてもその支出が「調査研究に要する経費」と

は認めがたい、条例第6条に違反している違法・不当な下記の支出について、市長が会派・議員に対してその返還を求めることを請求する。

上谷幸彦議員（にしのみや未来）：調査研究費 1,555,050 円

一級建築士事務所に年間を通じた調査委託を行っているが、調査内容によっては委託先として不適当なものがある。インターネット検索なら誰でも簡単に出来るものなら、多額の費用を支出して委託する必要はない。高額な費用をかけているのにどのような成果物があるのか、全く明らかでない。以上、費用に比して効果のない支出、無駄な支出である。

岩下章議員（西宮グリーンクラブ）：広報・広聴費 900 円

出石内町郵便局ではがきを購入し自宅に郵送している。しかもそれを実際に行ったのは郵便局関係者である。かかる奇怪な行為は個人的な事情によるものと思われるが、これに郵送費を支出するのはあまりに非常識であり、許されるものではない。

片岡保夫議員（西宮グリーンクラブ）：資料購入費 8,400 円、交通・通信費 15,040 円

社会新報を購入しているが、所属政党の機関紙購入は政党活動である。4月1日の阪急開発説明会以外のタクシー代支出は交際費的・私的支出である。

河崎はじめ議員（西宮グリーンクラブ）：資料購入費 10,000 円

ユネスコ協会の会費年額 5,000 円の領収証が 2 枚ある。しかも片方には日付がない。いずれにしてもユネスコ会費支出は交際費的・私的支出である。

栗山雅史議員（西宮グリーンクラブ）：交通・通信費 9,636 円

3月21日に上馬(東京都世田谷区)で、24日に名神多賀 SA でガソリンを入れている。平成 19(2007)年度支出のなかに、3月23日の東京有明臨時駐車場の領収書があるので、3月21～24日にかけて東京に車で出かけたことが推測できるが、視察等を行った証明がないので私的な旅行と思われる。従って、この両日の給油、5月7日のガソリン代支出のうち 9,636 円は私的な支出である。

小林光枝議員（西宮グリーンクラブ）：交通・通信費 49,335 円

5月13日・27日・11月4日の市民セミナー、11月17日の同和講座、24日の「和楽器と教育」セミナー、平成 21(2009)年 1月14日の文化セミナー、1月30日の防災講演会、2月28日の環境フォーラム以外のタクシー代支出は、交際費的・私的支出である。

大石伸雄議員（政新会）：資料購入費 47,100 円、交通・通信費 50,580 円

新聞 5 紙を購読しているが、家族も読んでいると思われるので、最低でも 1 紙分は私的支出とすべきである。電話代 4 件のうち(電話番号が公表されていない) 1 件は私的なものと思われるので、その電話代は私的支出である。

中村武人議員（政新会）：交通・通信費 30,000 円

11月28日の年賀状購入、その文面には「すがすがしい新年お迎えのこととお慶び申し上げます」とある。これは形式・内容共に年賀状であり、公職選挙法に違反するものである。選挙・後援会活動への政務調査費支出は認められない。

篠原正寛議員（政新会）：事務費 81,900 円

ノートパソコンのリース代として月額 6,825 円支出しているが、4年間で総額 327,600 円となっている。この金額は購入した場合に比べてあまりに高額であり、無駄な支出である。

日本共産党西宮市会議員団：資料購入費 110,220 円

しんぶん赤旗(日刊紙・日曜版・縮刷版)、兵庫民報、前衛の購読に、月額 9,150 円(4～8月)、9,210 円(9～3月)が支出されている。これらは日本共産党の機関紙・誌であり、その購読は政党活動である。

(3) 法第 252 条の 27 第 3 項の規定する個別外部監査契約に基づく監査を求める。外部監査の必要性について、「外部の専門的知識を有する者を必要とする」事案だから求めているのではなく、必要なのは外部の公正な判断であり、「専門的知識」などなくてもしごらみのない第三者であれば務まるのである。

市議会においても政務調査費支出のあり方について再検討するようであるが、所詮は利害関係者であり、市民を納得させることは出来ないだろう。西宮市議会議員の政務調査費支出は市民感覚とは大きく乖離した実態にあり、早急に是正しなければならない。外部監査を要求する所以である。

請求人は、本件職員措置請求書の事実証明書として、下記の書類を提出しました。

- ・西宮市議会政務調査費交付に関する条例、規則及び要綱
- ・各議員・会派に返還を求める違法・不当な支出の領収書等

3. 請求人

略

4. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述並びに市当局から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係人から事情聴取を行いました。

なお、大川原成彦監査委員、木村嘉三郎監査委員、亀井健監査委員及び平成 22 年 6 月 14 日就任の小林光枝監査委員、篠原正寛監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

請求人は、監査委員による監査に代え、個別外部監査によることを求める旨及び理由を付し、法第 252 条の 43 第 1 項に規定される個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約による監査が相当であるかどうかについて判断を行った結果、上記のとおり監査委員のうち本件政務調査費の支出に関係のある者は除斥され、外部性と専門性は確保されており、監査委員監査に代えて個別外部監査を行う必要性はないことから、個別外部監査契約による監査によらず、監査委員による監査を実施しました。

5. 監査の期間

平成 22 年 4 月 27 日から同年 6 月 18 日まで

6. 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、平成 22 年 5 月 28 日午前 10 時より、請求人 6 名のうち、（氏名略）の 5 氏が出席し陳述を行いました。

また、同日新たに下記の事実証明書の提出がありました。

- ・「これでいいのか！書籍購入の実態にみる議員の公費感覚」2010 年 5 月 28 日市民オンブズ西宮

7. 関係職員の事情聴取

あらかじめ、必要関係書類の提出を求め調査するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、議会事務局職員の木田事務局長、北林事務局次長、村本庶務課長、小橋庶務課係長の出席を求め、平成 22 年 6 月 3 日午後 2 時より、事情聴取及び質疑応答を行いました。

8. 事実

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された事実証明書、関係職員等の事情聴取及び当局から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

(1) 使途基準について

使途基準については、条例第6条で「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、政務調査費を別に定める基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定され、規則第6条で「条例第6条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるものとする。」とされており、下記のとおり別表で示されています。

別表（第6条関係）

政務調査費使途基準

項目	内 容
調査研究費	視察、現地調査に要する経費 (交通費、日当、宿泊費、資料・調査費、記録費、委託費等)
研修・会議費	勉強会・意見交換会の開催、講演会・研修会の開催、講演会・研修会への出席に要する経費 (会場費、講師費、交通費、日当、宿泊費、食糧費、資料費、講習・記録費、負担金等)
広報・広聴費	政務等報告、広報、政策等要望・意見聴取等に要する経費 (会場費、講師費、交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、資料費、記録費、委託費、通信費等)
資料購入費	調査研究活動のための図書、資料等の購入に要する経費 (新聞購入費、図書・雑誌購入費、各種資料費等)
交通・通信費	政務調査活動のための交通通信に要する経費 (交通費、通信費、インターネット費等)
人件費	政務調査活動を補助する職員・臨時職員の雇用に要する経費 (事務員、臨時職員の人件費等)
事務費	政務調査に必要な事務機器の設置、運用に要する経費 (事務機器費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、負担金等)
事務所費	政務調査に必要な事務所の管理運営に要する経費 (事務所費、維持管理費等)
その他の経費	上記以外の経費で調査研究に必要なもの

請求対象となっている支出の内容について、各議員及び会派から以下の説明がありました。(別紙2参照)

上谷幸彦議員（調査研究費 1,555,050 円）

委託先は行政相談・政務相談に信頼できる事務所で、調査内容はインターネットで簡単に出来るものではない。委託内容は全て政務調査に資するもので、成果物は膨大なものが現存する。

岩下彰議員（広報・広聴費 900 円）

出身地で政務調査のためのはがきを購入し、公務地である西宮の自宅に郵送しただけのことで、社会通念上なんら問題とされる事情でも行為でもない。

片岡保夫議員（資料購入費 8,400 円、交通・通信費 15,040 円）

社会新報はその内容が政務調査に資するもので、要綱上も新聞 1 紙の購入は認められている。タクシー支出にかかる活動も、すべて公的な政務調査目的に資するものである。

河崎はじめ議員（資料購入費 10,000 円）

ユネスコ協会会費は主に資料の購読のためのもので、講演会への参加も可能となることから政務調査の支出は妥当である。年額会費の日付のないものは錯誤によるものとも考えられる。

栗山雅史議員（交通・通信費 9,636 円）

政務調査のために参議院視察及び同議員会館にて国会審議状況のヒアリング、信託銀行の視察及び金融実務研修、まちづくりコンサルタントからのヒアリングを実施した。上記政務調査活動のため、交通手段として車を利用し、他の交通手段より低額のガソリン代を支出した。

小林光枝議員（交通・通信費 49,335 円）

タクシー支出にかかる活動は国際交流、文化・スポーツ行政など、全て政務調査目的に資する公的なものばかりである。

大石伸雄議員（資料購入費 47,100 円、交通・通信費 50,580 円）

新聞は全て政務調査目的で購入しており、条例・要綱上なんら問題ない支出である。4 件の通信費のうち 1 件は光回線インターネットで、主に政務調査に使用しているが、全て 2 分の 1 に按分しており何ら問題はない。

中村武人議員（交通・通信費 30,000 円）

全体の内容としては市政報告であることは明らかであるが、冒頭の 2 行は誤解を与えかねない文面であると考えている。

篠原正寛議員（事務費 81,900 円）

議員の任期や所有権の問題もあり、議会事務局とも相談してパソコンのリース契約を選択した。当時のパソコンの売価と比較しても、1 年間の差額は 7,086 円で、「購入した場合に比べてあまりにも高額」との表現に疑義を覚える。

日本共産党西宮市会議員団（資料購入費 110,220 円）

条例・要綱に照らし、新聞・書籍各 1 部について政務調査目的の購入は認められている。政党機関紙・誌であってもその内容は政務調査に資するものである。

9. 監査委員の判断

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務調査費については、法第 100 条第 14 項、条例第 6 条、規則第 6 条、要綱各条項に違反する、違法若しくは不当な支出であり返還を要するか否かについて、それぞれ判断します。

(1) 上谷幸彦議員の調査研究費にかかる政務調査委託(1,555,050 円)

請求人の主張する、調査内容によっては委託先として不適当なものがある、をもって当該調査委託の全体を否定することはできません。インターネット検索なら誰でも簡単にできるものなら、多額の費用を支出して委託する必要はない、をもって当該調査委託の全体を否定することはできません。高額な費用をかけているのにどのような成果物があるのか、全く明らかでない、について、条例・規則・要綱は成果物の明示を要求していないので、これをもって当該調査委託費を調査研究に資する必要な経費に該当せず、とはいえないし、成果物については議員から提示を受け、政務調査費収支報告書に記載された 11 件の報告書現物の存在を確認しました。費用に比して効果のない支出、無駄な支出は認めないという文言を、条例・規則・要綱が判定条件に掲げていないのは、人によって報告書の評価や判定に差が出るからと考えられるので、当該調査委託費を調査研究に資するに

必要な経費に該当しない、とはいえません。

以上、請求人及び関係人からの資料より判断すれば、調査研究費 1,555,050 円は、条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及び当該 1,555,050 円の返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(2) 岩下章議員の広報・広聴費にかかるはがきの郵送料(900 円)

法第 2 条第 14 項(最少の経費、最大の効果)、要綱第 2 条第 2 号及び第 3 号に照らし、近隣で調達できるものをコストをかけて遠方から入手することは、当を得ないと考えられます。

ただし、収支報告書では、支出合計額が 1,474,661 円で収入額 1,440,000 円に対して 34,661 円超過しているため、当該 900 円を除外して精算しても、1,440,000 円の支給額に影響はありません。よって、900 円の支出は必ずしも当を得たものではないものの、これをもって、市に損害を与えたものとはいえず、その返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(3) 片岡保夫議員の資料購入費にかかる政党機関紙代(8,400 円)、交通・通信費にかかるタクシー代(15,040 円)

要綱第 4 条第 3 号において政党本来の活動に属する経費は政務調査費とされませんが、第 3 条第 5 項第 1 号で、同名の新聞各 1 部の購入は認める旨を規定しており、政党の発行する新聞も議員の選択により購入するものである以上、政党本来の活動に属するとまではいえません。

要綱第 4 条第 1 号、第 10 号において交際費的・私的な経費は政務調査費とされませんが、タクシー代の行き先使途の明細を、議員から得た説明と併せて吟味すれば、政務調査活動以外の交際費的・私的なものとするには無理があります。

よって、上記 8,400 円及び 15,040 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(4) 河崎はじめ議員の資料購入費にかかるユネスコ会費(5,000 円、日付あり)

ユネスコ年会費 5,000 円の支出は、議員の説明によれば、月刊ユネスコ購読を主目的に、また講演会参加の機会を確保するためになされており、政務調査活動以外の交際費的・私的支出とはいえません。よって上記 5,000 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(5) 河崎はじめ議員の資料購入費にかかるユネスコ会費(5,000 円、日付なし)

要綱第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号により、同名の新聞各 1 部、図書等各 1 冊については、政務調査目的の購入が認められているところ、本件では月刊ユネスコ購読等にかかる会費が二重に支出報告されているため、政務調査費として認められるものではありません。

ただし、収支報告書では、支出合計額が 1,476,603 円で収入額 1,440,000 円に対して 36,603 円超過しているため、当該 5,000 円を除外して精算しても、1,440,000 円の支給額に影響はありません。よって、5,000 円の支出報告は当を得たものではないものの、これをもって、市に損害を与えたものとはいえず、その返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(6) 栗山雅史議員の交通・通信費にかかるガソリン代(9,636 円)

要綱第 4 条第 10 号において私的活動に関する経費は政務調査費とされませんが、東京出張当日にかかる政務調査活動記録簿の査閲及び議員の説明より、当該 9,636 円の支出は全てが政務調査活動以外の私的な経費とはいえず、また議員も 2 分の 1 の充当にとどめてい

ます。よって上記 9,636 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

なお、返還請求額にはガソリン 1 リッター当たり 1 円の値引き相当額が含まれているため、二日間のガソリン代は 19,152 円で、その 2 分の 1 である請求額は正しくは 9,576 円となります。

(7) 小林光枝議員の交通・通信費にかかるタクシー代(49,335 円)

要綱第 4 条第 1 号、第 10 号において交際費的・私的な経費は政務調査費とされませんが、請求人の指摘する 55 件、49,335 円のタクシー代の行き先用途の明細を議員の説明と併せて吟味すれば、全てが政務調査活動以外の交際費的・私的なものとはいえず、また議員も 2 分の 1 の充当にとどめています。よって上記 49,335 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(8) 大石伸雄議員の資料購入費にかかる新聞購読料(47,100 円)、交通・通信費にかかる電話代(50,580 円)

新聞購読料については、要綱第 4 条第 10 号において私的な経費は政務調査費とされませんが、要綱第 3 条第 5 項第 1 号では同名の新聞各 1 部については、政務調査費目的の購入が認められており、議員からの聴取によっても、新聞 5 紙のうち 1 紙は家族が読んでいるとする根拠はありません。

電話代については、収支報告書で電話代 4 件はいずれも要綱第 3 条第 6 項第 2 号の 2 分の 1 計算をしており、要綱に従ったものになっているので、光回線インターネットにかかる電話番号を塗り消し、公表されていないことをもって、私的なものとするには無理があります。

よって上記 47,100 円及び 50,580 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(9) 中村武人議員の交通・通信費にかかる年賀状購入費(30,000 円)

年頭慶賀文言は、時候挨拶としては一般的なものであり、またはがき文言に政務調査活動のため、地域住民からの情報収集を呼びかけるくだりがあり、条例・規則・要綱に違反はないと認められます。よって上記 30,000 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(10) 篠原正寛議員の事務費にかかるノートパソコンのリース料(81,900 円)

リース料 81,900 円はあまりにも高額であり、無駄な支出であるとの請求人の主張は、要綱各条に照らし、そのように断定するには無理があると考えられます。政務調査費の性格上、備品購入でなくリース料を選択したこと、議員が独自に経済計算した妥当な金額・内容であったことの説明があり、併せて吟味した結果、請求人主張は根拠がないと認められます。よって上記 81,900 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないと主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(11) 日本共産党西宮市会議員団にかかる資料購入費の新聞・雑誌購入費(110,220 円)

要綱第 4 条第 3 号において、政党本来の活動に属する経費は政務調査費とされませんが、要綱第 3 条第 5 項第 1 号では同名の新聞各 1 部について、また同項第 2 号では、同名の図書等について、会派が当該会派の政務調査費により複数冊購入する場合にあっては当該会派に属する議員の数に相当する冊数を限度として対象経費とするとされ、政務調査目的の購入が認められています。政党の発刊する新聞・図書等であっても、会派、議員団の選択

により購入するものである以上、政党本来の活動に属するとまではいえません。よって上記 110,220 円は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

10. 監査委員の意見

本件住民監査請求の監査結果は、上記の判断のとおりですが、政務調査費の取扱いについて、市長及び議長に以下の事項を要望します。

現行の法、条例・規則・要綱等の規定は、政務調査費の解釈に関しては議員の広い裁量を認めているため、市議会において改革が進められています。

このたび、新聞社や市民団体の調査によって、購入された図書・雑誌のなかに政務調査にそぐわないとされるものがあると指摘され、テレビや新聞で大きな批判を浴び、大きな疑問が市民の間に生じています。

政務調査費は、法及び条例等の定めに従い、市政の調査研究に要する経費の一部に公金を充当するもので、明確な説明責任が生じます。たとえ要綱等で提出を義務付けられていないものでも、証拠書類は常に保管され、市民に説明されなければなりません。

報道機関などの指摘によって、理由のいかんを問わず資料購入費の一部を返還するようなことは、これまで政務調査費制度の見直しに取り組んでこられた西宮市議会にとって大きなダメージといわなければなりません。市民の信頼を取り戻すために、「政務調査費の手引き」の作成など、制度改革を急いでいただく必要があると考えます。

（執行にあたっての原則）

第 2 条 条例第 2 条の規定により政務調査費の交付を受けようとする西宮市議会における会派（以下「会派」という。）及び議員は、政務調査費の執行にあたり、条例及び規則に定めるもののほか、次の原則を守らなければならない。

- (1) 政務調査（市政に関する調査研究）目的であること。
- (2) 政務調査活動の必要性があること。
- (3) 政務調査活動に要した金額や態様等の妥当性があること。
- (4) 会派活動経費と議員活動経費を明確に区分すること。
- (5) 公職選挙法等の法令の制限に抵触しないこと。
- (6) 適正手続がなされること。
- (7) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

（政務調査費の使途基準）

第 3 条 規則別表に規定する政務調査費の使途基準の詳細は、次項から第 10 項までに定めるところによる。

2 調査研究費とは、視察又は現地調査に要する経費をいい、概ね次に掲げるものをいう。

- (1) 交通費 鉄道費等（実費とし経済的な通常の経路方法によって算出した額に相当する額）及びタクシー代等をいう。
- (2) 日当 職員等の旅費に関する条例（昭和 34 年西宮市条例第 14 号。以下「職員旅費条例」という。）に準じた日当（昼食に要する費用を含む。）をいう。ただし、3,800 円以内とし、精算は認める。
- (3) 宿泊費 職員旅費条例に準じた宿泊費（夕・朝食に要する費用を含む。）をいう。ただし、15,000 円以内とし、精算は認める。
- (4) 資料・調査費 参考資料費及び施設入館料等をいう。
- (5) 記録費 写真代並びにビデオ、CD 又は DVD への記録経費等をいう。
- (6) 委託費 調査研究委託費をいう。出張を伴う調査研究を委託する場合は、会派又は議員の命によるものであることを要する。

（中略）

4 広報・広聴費とは、政務等報告、広報、政策等要望・意見聴取等に要する経費をいい、概ね次に掲げるものをいう。

- (1) 会場費 施設等の設営費及び借上料等をいう。ただし、主としてアルコール飲料を提供する施設その他の政務等の報告などを行う会場としてふさわしくない施設等に係るものについては対象外とする。
- (2) 講師費 講師等の謝金及び謝礼等をいう。
- (3) 交通費 タクシー代、ガソリン代、通行料及び駐車料金等をいう。自家用車（レンタカーを含む。）を利用した場合のガソリン代、通行料、駐車料金（月極め等を除く。）等を対象とし、対象の自家用車は原則 1 台とする。

また、対象経費は、区分可能なものは区分し、区分できないものは、使用した額の 2 分の 1 以内とする。

- (4) 消耗品費 消耗品の購入等に要する費用をいう。
- (5) 食糧費 茶菓子代、飲物代及び食事代等をいい、講師等食事代の支払可能金額は、市の基準（昼食：1,500 円、夕食：3,000 円）に準じるものとする。ただし、一般参加者への食事代は対象外とする。

- (6) 印刷製本費 印刷及び製本等に要する費用をいう。
- (7) 資料費 参考資料代及び資料作成費等をいう。
- (8) 記録費 写真代並びにビデオ、CD及びDVDへの記録経費等をいう。
- (9) 委託費 作成委託費（HP等）及び広聴委託費等をいう。
- (10) 通信費 郵送代及び配布代等をいう。

5 資料購入費とは、調査研究活動のための図書、資料等の購入に要する経費をいい、概ね次に掲げるものをいう。

- (1) 新聞購入費 新聞の購入費をいう。ただし、同名の新聞を複数部購入するときは、そのうちの1部のみを対象経費とする。
- (2) 図書・雑誌購入費 図書、雑誌の購入費をいう。ただし、同名の図書等を議員が自らの政務調査費により複数冊購入する場合にあってはそのうちの1冊、会派が当該会派の政務調査費により複数冊購入する場合にあっては当該会派に属する議員の数に相当する冊数を上限として対象経費とする。
- (3) 各種資料費 CD及びDVD等の購入費をいう。

6 交通・通信費とは、政務調査活動のための交通通信に要する経費をいい、概ね次に掲げるものをいう。

- (1) 交通費 タクシー代、ガソリン代、通行料及び駐車料金等をいう。自家用車（レンタカーを含む。）を利用して政務調査活動を行った場合のガソリン代、通行料、駐車料金（月極め等を除く。）等を対象とし、対象の自家用車は原則1台とする。

また、対象経費は、区分可能なものは区分し、区分できないものは、使用した額の2分の1以内とする。

- (2) 通信費 電話料、FAX料及び郵送料等をいい、電話、携帯電話、インターネット使用料及びプロバイダー契約料については、契約者は、議員本人又は会派のものを対象とし、対象とする機器はそれぞれ1台とする。

また、対象経費は、区分可能なものは区分し、区分できないものは、使用した額の2分の1以内とする。

- (3) インターネット費 インターネット使用料及びネット情報使用料等をいう。

（中略）

8 事務費とは、政務調査に必要な事務機器の設置、運用に要する経費をいい、概ね次に掲げるものをいう。

- (1) 事務機器費 コピー機、印刷機、パソコン、机、椅子、キャビネット、カメラ及びビデオ等の購入費、リース料及び保守・修理費等をいう。ただし、通信機器、事務機器を会派活動で使用する場合は、会派控室又は会派事務所に設置されているものを対象とする。
- (2) 消耗品費 事務機器その他の消耗品の購入等に要する費用をいう。
- (3) 食糧費 茶菓子代及び飲物代等をいう。
- (4) 印刷製本費 会議・研修費、広報広聴費以外の印刷製本費をいう。
- (5) 負担金 各種負担金をいう。ただし、年会費その他その団体の会員資格を得るための会費については、団体の活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務調査活動として認められる経費に限る。

（後略）

（支出制限）

第4条 次の各号に掲げる経費には、政務調査費を支出することができない。

- (1) 交際費的な経費
- (2) 海外調査旅費

- (3) 政党本来の活動に属する経費
- (4) 飲食、遊興の経費（講師等との食事を除く。）
- (5) レクリエーション等の経費
- (6) 選挙活動に伴う経費
- (7) 後援会活動に伴う経費
- (8) 自動車に係る購入、リース料及び修繕料等
- (9) 事務所として使用する不動産の購入及び建築工事費
- (10) その他名目の如何を問わず私的活動に関する経費

(別紙2)

平成20年度政務調査費監査請求一覧表

(単位:円)

議員・会派名	調査研究費			広報・広聴費			資料購入費			交通・通信費			事務費			合計		
	政調費金額 A	請求対象額 B	返還請求額 C	政調費金額 A	請求対象 額B	返還請求 額C	政調費金額 A	請求対象額 B	返還請求額 C									
上谷 幸彦	1,555,050	1,555,050	1,555,050												1,555,050	1,555,050	1,555,050	
岩下 彰				808,310	900	900									808,310	900	900	
片岡 保夫							154,691	8,400	8,400	128,455	15,040	15,040			283,146	23,440	23,440	
河崎はじめ							49,681	10,000	10,000						49,681	10,000	10,000	
栗山 雅史										413,918	9,576	9,636			413,918	9,576	9,636	
小林 光枝										374,498	49,335	49,335			374,498	49,335	49,335	
大石 伸雄							289,667	47,100	47,100	409,086	50,580	50,580			698,753	97,680	97,680	
中村 武人										185,737	30,000	30,000			185,737	30,000	30,000	
篠原 正寛													192,685	81,900	81,900	192,685	81,900	81,900
日本共産党 西宮市会議 員団							252,288	110,220	110,220						252,288	110,220	110,220	
合計	1,555,050	1,555,050	1,555,050	808,310	900	900	746,327	175,720	175,720	1,511,694	154,531	154,591	192,685	81,900	81,900	4,814,066	1,968,101	1,968,161

(注)栗山議員の交通・通信費はガソリン代を2分の1計上したもので、リッター当り1円の値引きがあったため、返還請求額に60円の誤差が生じている。(9,576円、9,636円)